

平成29年4月1日 制定

役員、評議員及び評議員選任委員の報酬に関する規程

社会福祉法人 湖会

## **役員、評議員及び評議員選任委員の報酬に関する規程**

(報酬等の支給)

第1条 役員、評議員及び評議員選任委員の報酬等は、社会福祉法人湖会定款  
第6条第9項、第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

付則 1 この規程は平成29年4月1日より施行する。